

第30回大仙市農業委員会総会議事録

1 日時 令和7年10月9日（木） 午前9時～午前9時39分

2 場所 神岡農村環境改善センター

3 委員定数 24名

4 出席委員（20名）

1番 鈴木 正雄	2番 佐藤 洋悦	3番 佐藤 吉男	4番 佐藤 学
6番 本間 隆喜	7番 斎藤 正宏	8番 伊藤 悟	9番 玉井 慎太郎
10番 小笠原 喜悦	11番 長澤 信徳	12番 高川 吉昭	14番 高橋 勝範
15番 佐藤 敏光	16番 桜田 友子	17番 渡邊 敏雄	18番 泉 芳博
19番 竹原 まゆみ	20番 小松 伸一	23番 田村 誠市	24番 細谷 精悦

5 欠席委員（4名）

5番 信田 浩則	13番 伊藤 又工門	21番 鈴木 靖浩	22番 茂木 靖雄
----------	------------	-----------	-----------

6 出席した農地利用最適化推進委員（2名）

西仙北地域 佐々木 忠永
太田地域 小松 一也

7 出席した職員

参 与	事務局	事務局長	藤原 千鶴
		主 幹	渡邊 高広
		主 幹	黒澤 美咲
		主 査	加藤 卓志
		主 事	小笠原 一志
大曲分室	主	任	伊藤 圭吾
西仙北分室	主	幹	茂木 美世子
中仙分室	主	幹	藤川 美由紀
協和分室	主	査	戸島 廣憲

南外分室 主 事 本間 晃一
仙北分室 特定事務員 伊藤 久子
太田分室 主 幹 倉田 康弘

8 議事録署名委員

20番 小松 伸一 23番 田村 誠市

事務局長 おはようございます。委員・推進委員の皆様におかれましては、稲刈り最盛期のお忙しい中、総会にご出席いただき誠にありがとうございます。

本日、欠席の届け出が、5番、信田浩則委員、13番、伊藤又エ門委員、21番、鈴木靖浩委員、22番、茂木靖雄委員から出ております。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第30回大仙市農業委員会総会を開催いたします。 (午前9時 開会)

会長からご挨拶を頂戴いたします。

細谷精悦会長 (会長挨拶)

事務局長 ありがとうございました。会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は、20名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、前回9月10日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に配付しております第30回総会までの業務報告書をご覧願います。

9月10日に、第29回農業委員会総会を委員21名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。

9月12日には、令和7年度地区別市町村農業委員会、会長・会長職務代理者・事務局長会議が横手市よこてシャイニーパレスで開催され、会長、会長職務代理者と私が出席しております。11月1日開催の農業委員会大会の開催運営案と議案について協議しております。終了後に引き続き、令和7年度第2回県南地区農業委員会会長会総会が開催され、来年度の予算等について協議しております。

その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。以上で、主な業務報告といたします。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議長 本日の会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、20番、小松伸一委員、23番、田村誠市委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める

令和7年10月9日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長 事務局の説明を求めます。

〇〇〇〇〇〇円です。

申請理由につきまして、譲渡人の○○○さんは県外在住で所有地を管理できないことから、近隣を耕作している○○○○さんに相談し売買で話がまとまったものです。売買価格が高く設定されておりますが、両者の先代が売買をした経緯があり、それを買い戻すためこの金額となっており、両者が合意したものです。

参 与

申請理由といたしまして、当該地は元々譲受人の○○さんの父が譲渡人の○○さんに売渡した農地ですが、今回、経営面積拡大を希望する○○さんが○○さんに買い戻しの相談をし、両者が合意したものです。また売買価格につきましては、以前、○○さんの父が○○さんに売渡した際の金額と同額となっております。

参 与

申請理由といたしまして、強化法利用権設定の期間満了を機に農地法第3条で契約するものです。なお、賃借料が低く設定されておりますが、水害が頻発する農地もあり、耕作してもらえるだけがたいという貸付人の意向によるものです。

参 与

申請理由といたしまして、当該農地は数年前に○○さんが相続により取得しましたが、遠距離で耕作不可能のため、隣接に自宅があり、これまで農地を管理してくれていた○○さんに贈与するものです。なお、申請農地は家庭菜園として利用すると伺っております。

事務局長

議案第1号につきましては、ただいまご説明いたしました4件のほかに有償所有権移転3件、無償所有権移転3件、賃貸借権設定の新規16件、使用賃借権設定の更新2件がござります。

16ページから18ページの農地法第3条の調査書をご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しない旨記載したもので、結果許可要件を満たしているものと看ます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願ひ申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(た] の声)

議長

質疑無いようですので、これより採決いたします。

本案件について原案のとおり許可することに賛成の方は拳手をお願いします。

(替成者著手)

議題

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議 三

次に、議案第2号の農地法第4条の相宝による許可申請についてを議題とします。

事務局長	<p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。</p> <p>令和7年10月9日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦</p>
議長	<p>議案第2号、案件1番を議題とします。本案件は、○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により○○委員の退席を求める。</p> <p>(○○委員 退席)</p>
議長	事務局の説明を求めます。
参与	<p>19ページ、1番をご覧ください。位置図及び平面図は、資料の1、2ページになります。農地の所在は、内小友○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル外、田1筆、計2筆、合計面積○○○平方メートルです。申請人は、大仙市○○○○○○○○○○○○○○さんです。</p> <p>申請理由につきまして、申請人が代表を務める農業法人の事業拡大に伴い、従業員の駐車場が不足していることから、申請地に造成を計画したものです。許可基準における立地基準につきまして、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地になることから、第1種農地に分類されます。第1種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第33条第4号により、この駐車場は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。案件1番についてお願いします。
高橋勝範委員	<p>14番、高橋です。先月の29日、最も忙しい中、事務局と○○委員からお願いされて現地を確認して参りました。資料を見てもわかるとおり○○委員の自宅と作業小屋に囲まれている農地で、従業員の車を留める場所が無いため申請されたのだと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。</p>
事務局長	現地調査大変ありがとうございました。それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
議長	<p>質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>無いようですので、これより採決いたします。</p> <p>本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>○番、○○委員の入場を求めます。</p> <p>(○○委員入場)</p>
議長	次に、議案第3号の農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題とします。

参 与

参 与

申出理由といたしまして、耕作者の〇〇さんは、所有者の〇〇〇さんが所有する小屋を借用する代わりに、高齢で管理が難しくなった〇〇〇さんの作付けしていない農地を使用貸借で管理するものです。

参 与

申出理由といたしまして、所有者の〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんは、合作田の耕作を〇〇〇〇〇さんにお願いするものです。また、賃借料が安く設定されておりますが、水害が頻発する、ほ場条件が悪い農地のためです。

事務局長

その他の案件についてご説明させていただきます。議案第3号につきましては、ただいまご説明いたしました5件のほかに、所有権移転5件、賃貸借権設定の新規12件、再設定2件、使用賃借権設定の新規1件がございます。

今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、10アール当たり田で○○○○○円から○○○○○円と幅がございます。これは、各地域の市場の条件及び契約者双方の意向並びに実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。

次に、賃貸借権設定における田の賃借料の金額であります。説明案件を除き、10アール当たり〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇円と幅がございます。これについても、ほ場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。

いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号に該当するものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)
議長	無いようですので、これより採決いたします。 本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	次に、報告第1号の農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告についてを議題とします。
事務局長	報告第1号、農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について 下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があつたので、これを報告する
	令和7年10月9日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦
議長	事務局より報告願います。
参考	議案書の33ページ、34ページをご覧ください。記載の13法人からの報告がありました。順に読み上げるところですが、総会時間の短縮のため省略させていただきます。ご了承ください。詳細につきましては、35ページから91ページをご覧ください。 結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしているものと判断いたしました。
議長	以上報告といたします。
議長	次に、報告第2号の大仙市農業委員会だより第29号についてを議題とします。
事務局長	報告第2号、大仙市農業委員会だより第29号について 大仙市農業委員会だより第29号が完成したので、大仙市農業委員会専門委員会設置規程第7条に基づいて報告する
	令和7年10月9日 提出 大仙市農業委員会 広報専門委員会委員長 小松 伸一
議長	小松広報専門委員会委員長より報告願います。
小松広報専門委員会委員長	広報専門委員会より、農業委員会だより第29号の発行についてご報告いたします。去る7月22日及び8月27日に広報専門委員会を開催し、掲載記事について協議、検討をいたしました。委員皆様の意見や要望などを聞き取りながら慎重に協議し、検討を重ねた結果、お手元に配付のとおり完成しましたのでご報告いたします。 この農業委員会だより第29号は、皆様ご承知のとおり10月1日発行の「広報だいせん」と一緒に市内全戸に配布されております。さらに、大仙市ホームページに掲載し、広く閲覧できることとしております。今後も紙面の充実を図っていきたいと思いますので、農業委員、推進委員の皆様には情報提供に一層のご支援、ご協力を願いいたします。以上、ご報告といたします。

議 長	以上報告といたします。
議 長	これで本日の日程は全て終了しました。その他、事務局から何かございませんか。
事務局 細谷精悦会長	その他 (1) 11月1日、農業委員会大会の出欠について (2) ○○○○○委員のけが入院に対してお見舞いのお願い
議 長	委員の方々から何かありませんか。 無いようですので、以上をもちまして、第30回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。 本日は、ご苦労様でした。 (午前9時39分 閉会)

会議規則第31条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年10月9日

会長 細谷 精悦

委員 小松 伸一

委員 田村 誠市